

# シールド付きヘルメットは、安全メガネの代用が出来ない事の徹底について

2024年2月15日

デンソー安全衛生協議会

標題の件につきまして、下記のとおり徹底いただけますようお願い致します。

## 1. 【シールド付きヘルメットは、安全メガネではありません】

デンソー様構内でシールド付きヘルメットを安全メガネの代用として着用されている会員が散見されますが、シールド付きヘルメットのシールドは、目の周りの隙間寸法が大きいため、安全メガネの代用は出来ません。



## 2. 【シールド付きヘルメット着用時の対応について】

シールド付きヘルメットは正面からの飛来物又は突起物等に対して顔面を保護するものであり、眼を保護する物ではありません。シールド付きヘルメット着用の場合でも、安全メガネの着用が必要です。

**シールド付きヘルメット着用時も安全メガネを着用する！**

(安全メガネに関するルール) デンソー構内作業マニュアルP26 (10)

構内の工場内においては、原則安全メガネを着用とする。

但し、労働安全衛生法で着用義務のある作業を行なう場合は作業に応じた保護メガネを着用すること。

- (例)
- ・グラインダーやドリルを使用する作業
  - ・アーク溶接やガス溶断作業 (遮光めがね)
  - ・ウレタンや耐火被覆等の吹き付け作業
  - ・コンクリート等のはつり作業など粉塵や切りくずが出る作業
  - ・化学物質、薬品、高温物、低温物を取り扱う作業 (保護面、ゴーグル等)